

令和 8 年度

道路メンテナンス（トンネル）及び
県単災害防止合併工事
（おせんころがしトンネル補修工その 3）

特記仕様書

一般国道 128 号

勝浦市大沢

千葉県夷隅土木事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第 2 条 工 期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から令和 9 年 3 月 2 5 日限りとする。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	5 0 日間
後片付け期間	2 0 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0. 7 8
その他の作業不能日	—

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ) 1 日の降雨・降雪量が 10 mm/日以上の日：39 日間／年間
 - ロ) 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：8 日間／年間
（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）
（過去 5 か年（2021 年 1 月～2025 年 12 月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）
2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第3条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間作業	トンネル施設工、構造物撤去工
夜間作業	その他すべての工種

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事実施期間中、下記のとおり交通誘導警備員を配置するものとする。なお、国道工事中に配置する交通誘導警備員は有資格者を1名以上配置すること。

	昼間作業	夜間作業	摘 要
国道工事中連続的に勤務する人員	誘導員A 1 人 誘導員B 1 人 交代要員無	誘導員A 2 人 誘導員B 2 人 交代要員含	片側交互通行

3. その他、資材の搬出・搬入時は、公道の出入口等に誘導員を配置させ、安全確保に努めなければならない。

第5条 建設副産物

1. 共通事項
 - 1)「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」(旧「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」)により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」

は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設廃棄物

本工事により発生する

1) Co 殻（無筋）(0.94 t) は、木更津市矢那地先、片道運搬距離 48.8 kmの前田道路(株)木更津合材工場に運搬し、処分するものとする。

2) 非鉄スクラップ (1.52 t) は、勝浦市杉戸地先、片道運搬距離 14.5 kmの(株)イタミエコテックに運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第6条 段階確認

1.受注者は、以下の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。

この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告するものとする。

第 2 章 材 料

第 7 条 材料の確認

以下の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、上記以外でも監督職員が指示する場合については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

材 料 名	提出	検 査		摘 要
		品質	数量	
セメント系固化材	○			

第 3 章 施 工

第 8 条 コンクリート工

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、以下の仕様によるものとする。ただし、高炉セメントによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。

用 途	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (c m)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	セメントの種類	水セメント比 (%)
端部処理コンクリート	18	8	25(20)	高炉セメント	規定無し

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成 14 年 8 月一部改正）により行うものとする。

第 9 条 一般施工

1. 工事着手前に工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、状況を十分に把握しておくこと。また、施工に当り既設構造物には十分に配慮し実施するものとする。
2. 本工事の設計趣旨を十分理解し、上記をふまえて良好な施工に努めなければならない

い。

3. 本工事の施工を行う前に現況調査を行い、それに基づき平面、縦断、横断について検討を行うものとし、その結果については監督職員の承諾を得るものとする。
4. 本工事の施工にあたりバックホウ、移動式クレーン、ブルドーザを使用する場合は、標準操作方式建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成14年4月1日付け国総施設第225号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただし、指定されていない建設機械を使用する場合は監督職員と協議するものとする。また、平成6年9月30日以前に製作された移動式クレーン、平成7年3月31日以前に製作されたブルドーザについてはこの限りではない。

第10条 トンネル補修工

1. 工事着手前に工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、状況を十分に把握すること。また、施工に当り既設構造物には十分に配慮し実施するものとする。
2. 本工事の設計趣旨を十分理解し、上記を踏まえて良好な施工に努めなければならない。
3. 本工事の施工にあたり、現地測量及び調査を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。また、数量等に相違のある場合は、監督員と協議すること。
4. 施工中及び施工後は材料、工具等の落下・コンクリート片飛散・注入材の噴出・高所作業による作業員の転落に注意すること。

第11条 中間検査の対象工事

本工事は低入価格調査制度調査対象工事（以下、「低入札工事」という。）に該当した場合は、原則として2ヶ月に1回中間検査を実施する。

低入札工事に係る中間検査は、下記（1）及び（2）の規定を準用する。

- （1）中間検査の実施は、中間検査実施細目に基づき検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の変化点等で行うが実施時期は監督職員が指定する。
- （2）中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象としない。

第4章 そ の 他

第12条 設計図書

設計図書については、契約後速やかに電子データで受注者に貸与する。

- （1）図 面：CAD データ（SXF(P21Ver.2)CAD 製図基準に準拠）
- （2）数量総括表：PDF データ
- （3）特記仕様書（施工条件の明示含む）：Microsoft WORD データ

第 13 条 工事完成図

工事完成図を下記により作成すること。

- (1) CAD データ(SXF(P21Ver.2)CAD 製図基準に準拠)
- (2) 出来形(実測値)を記入すること。レイヤは監督職員と協議する。

第 14 条 要望・苦情に対する対応

1. 地域住民に対する対応

受注者は、工事の施工にあたり工事着手前に地域住民に対し工事の目的、内容等について親切丁寧の説明し、工事の実施に協力を得られるように努めること。

2. 要望・苦情に対する対応

受注者は、要望・苦情に対する対応については、「共通仕様書」第 1 編共通編 1-1-37 官公庁等への手続等第 6 項により対応するものであるが、その内容及び対応を直ちに監督職員に報告すること。

第 15 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第 16 条 設計変更

設計変更等については、契約書第 19 条から第 26 条及び土木工事共通仕様書第 1 編共通編 1-1-14 から 1-1-16 に記載しているところではあるが、その具体的な考え方や手続きについては「土木工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン令和 3 年 1 月(千葉県県土整備部)」によることとする。

第 17 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者配置

- 1 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号(以下「専任特例 2 号」という。)による場合の監理技術者の配置を行う場合は、以下の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 当該工事現場に監理技術者の行うべき職務を補佐するもの(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は所属建設業者(受注者)と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- (4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
 - (5) 監理技術者として職務を適正に遂行するため、当該工事の内容に応じ、兼務する工事が以下の範囲にあること。
 - ・兼務する工事が、千葉県内にあること
 - (6) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - (9) 監理技術者は、維持工事を兼務することは出来ない。なお、ここでの維持工事とは、通年維持工事等（24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。
- 2 専任特例2号による監理技術者を配置する場合は、主任技術者等兼任届及び前項各号について確認できる書類を提出すること。
- 3 本工事において、専任特例2号による監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

第18条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の 補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造 物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない